

発議第 2 号

太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について

太宰府市議会会議規則（昭和 5 7 年議会規則第 1 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、別案のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

太宰府市議会議長 門 田 直 樹 様

提出者 議会運営委員会

委員長 長 谷 川 公 成

賛成者 議会運営委員会委員 船 越 隆 之

〃 小 畠 真 由 美

〃 陶 山 良 尚

〃 徳 永 洋 介

〃 木 村 彰 人

理 由

常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運営上の支障となり得る条文の整理、また現在の社会情勢に照らし改正が適当と判断するものについて見直しを図るため。

太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市議会委員会条例（昭和 57 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「終る」を「終わる」に改める。

第 22 条第 1 項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第 2 項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。